

4812

昭和二十年七月三十日ニオ、ロ、ス、科、参、事、長、官、着

任、山、縣

佐、藤、大、使

蒙、御、外、務、大、臣

其、一、四、八、〇、號、(、館、長、符、號、(、緊、急、))

貴、電、第、九、五、二、號、ニ、関、シ

一、ホ、ッ、ダ、ム、共、同、宣、言、ハ、事、前、(、ス、タ、ー、リ、ン、)ニ、通、告、

セ、ラ、レ、サ、リ、シ、答、ナ、ク、右、ハ、現、在、ノ、米、英、蘇、三、國、間、

係、ヨ、リ、推、論、シ、テ、當、然、ノ、コ、ト、ト、ナ、ス、ヘ、ク、又、右、宣、

言、ク、我、方、特、派、使、派、遣、計、画、ニ、関、係、ト、ル、コ、ト、モ、

略、推、知、シ、得、ル、所、ナ、リ、即、チ、去、ル、十、三、日、始、メ、テ、蘇、

側、ニ、申、入、レ、タル、特、使、派、遣、問、題、ハ、ホ、ッ、ダ、ム、ニ、於、

外、務、省

(日本標準規格B5) 6 1,7,0,0-55 135

ケル米英首腦者ニモ夫レトク傳ハリタルモノト  
 シテ表ノヘサルヲ得スニ、對シ米英又三國ノ態  
 度ヲ明確ニ表明セントシタルモノカ今同ノ共同  
 宣言ナリト推斷スヘキモノト思考ス二十五日本  
 使ヨリロゾフスキーニナシタル特使問題其第二回申  
 入(往電第一四四九号)ヲ米英首腦カ聞知シタル後  
 二十六日ノ宣言ヲ發シタルヤ否ヤノ真ハ事實問題  
 トシテ重要ニアリス又實際蔣介石ト打合ヒノ爲メ  
 時間等ヲ考ヘレハ二十五日ノ當方申入後知前ノコト  
 ナルハシト想像セラルモ何レニスルモ日本側ノ妥協平和  
 締結工作ノ氣配ヲ嗅付ケタル上ノコトナリト  
 ナサ、ルヲ得ス此ノ間ノ事情ヲ知ルモノハ、スターリ  
 シ「モロト」ニ限リ、事ノ真相ヲ知ルコトノ困難

外、務、省

(日本標準規格B5) 6 1,7,0,0-55 136

120

9842  
 三、右ニ付問題、重要ニ矣。共同宣言ニ於テ米英カ  
 日本、即時無条件降伏ヲ強要シ且宣言ニ言  
 記載ノ條件、緩和ノ意思ナキコトヲ明言シタ  
 ル点ニアリ若シスターリンニ於テ右ノ点ニ際スル  
 米英ノ意思到底動カスヘカラサルヲ觀破セハ  
 我方申入、特便問題ニ承諾シ得サルコトト  
 ナル説ニテ如何ニ我方ヨリ戦争ノ惨禍ヲ避  
 ケントスル御仁慈ノ程ヲ説クモ將又スレテ在  
 界ノ平和提唱者ニ祭上ケントスルモ別段ノ教  
 果ナカルヘク米英ヲシテ言ハシムレハ戦争ノ惨  
 禍ヲ避ケルハ即時無条件降伏ニ如クナレト  
 ナスヘク、スレモ亦日本降伏ノ曉滿洲支那朝  
 鮮等ニ及ビ充分米英支ニ重壓ヲ加ヘ自

外務省

(日本標準規格B5)

6 1.7.0.0-55

188

此問題ニシテ我方トシテハ以上ノ如ク推論シ  
 置ク外トシト思ヒます  
 (カ)

外務省

(日本標準規格B5)

6 1.7.0.0-55

187

4810

昭和二十五年七月三十日  
 在野  
 佐 小幡 大佐  
 東郷外務大臣  
 第一四八四號 (館長符號 収系急)  
 往電第一四七六号ノ六ニ関シ  
 蘇側ノ回答或ハ遲延スヘキカト氣遣ハレタル  
 ニ依リ三十日午後五時ロゾフスキニ面會シ  
 我方ノ希望ニ付更メテ申入ルト共ニたノ通り  
 應答セリ  
 佐藤、去ル二十五日戦争終結ニ関スル斡旋  
 方蘇聯政府ニ御依頼シタル件ニ関シ御

(日本標準規格E5)

8 1.7.0.0-55

190

記帳簿

己ノ主張貫徹ノ見込ヲ立テ居ルハク又事實  
 其ノ實質カラ有スル誤ナレハ今好ニテ日本ト協  
 定ヲナシ置ク必要は皆無トナスヘシト想像セラ  
 ル此ノ莫貴方御觀察ト當方面ノ實際トハ  
 甚シク喰違ヒ居ルヤニ見受ケラル  
 尚濠洲外相「エバート」ハ共同宣言カ独ニ對シ  
 執リタル聯合國ノ態度ニ比シ日本ニ對シテ一  
 段寛大ナル傾向アル矣ニ於テ反對ナリト述  
 ヲル趣(三十日B E C)ハ戒心ヲ要スヘシ  
 以上往電第一四七六号ト併セ御閱讀ヲ請フ  
 ( )  
 湯

(日本標準規格E5)

8 1.7.0.0-55

139

1848-2(9799)

右の前々回ノ会見(十三日)ニ於テ既ニ市話ニタル所  
ナリト併斯ノ如キ形式ヲ得ルナレハ日本ハ自國  
ノ名譽ト存立カ保障セラルル限リ極メテ廣凡タル  
協的態度ヲ以テ我々終極ノ希望ヲ有ス仍テ蘇  
聯政府ノ輯旋ヲ依頼シタル次ヲ以テ英人民委員  
會議々長(スターリン)總帥ニ於テ爲ト御考慮セラレシ  
コトヲ希望ス本日御回答ヲ得ルニ至ラザルハ己レ  
得入~~ル~~ト使カ本日貴代理ノ許ニ回答ヲ得  
ンカ爲参考上シタルコトヲモレ委員ニ傳ヘラレ  
ハ幸ナリ

ロ、  
本官トシテハ是幸本日本日中ニモ(コブリ、マレイシエ  
イ・ウトズモルノスナリ)貴大使ノ依頼ヲモレ  
傳達方努力カスヘシ

外務省

(日本標準規格 B5)  
S 1.7.0.0-55

192

1-2

返事ヲ得ニカ爲参考上セリ返事整ヒ次第  
御通知アル旨ナリシニ本日本日曜日トモナリ  
タルニ付本便ノ方ヨリ伺ヒタリ

ロ、  
スターリン人民委員會議々長モモロトフ  
外務人民委員之俱ニ伯林滞在中ニ付御  
返事(返)ニ若干ノ時日ヲ要スルハ己レハ得  
ル所ニシテ(一語不明)ハ遺憾ナラ未タ其ノ(運)ニ  
ニ至ラス

佐藤、御事情ハ充分了解シ居レリ唯去ルニナ  
日英米支三國對日共同宣言發表セラレ日  
本ニ對シ無條件降伏ヲ強ヒ居ル処日本政府  
トシテハ無條件降伏ハ到底問題トナシ得  
ス

外務省

(日本標準規格 B5)  
S 1.7.0.0-55

191

(1484-3) 9801

大使節の前日申述へし、通日東政府の極東  
 平和の如何に新建設スヘカ、付新  
 政府ト云キ、取圍一、其の上貴政府  
 ノ新旋ヲ頼ハントス、近衛公ト、在モ蘇聯  
 政府側ヨリモ新旋ニ南聯シテ種々注文  
 著シ、指サカレハキカト思ハレ、同公海軍ハソレ等ノ向  
 題ニ南云汎ハシ、又限リテ新聯政府ト云  
 談ノ下、十ハレト東使了解シ居リ、此ノ真ニ  
 係スルコトニ御傳ヲ請フ  
 早急御申出通取計スヘシ  
 佐藤、大使ノ恐ニ付、三國共同宣言カ日本政  
 府ノ希望スル新聯政府ノ新旋ヲ執筆  
 スルニアラスヤトスル真ナリ、然レ蘇聯政府ノ首

外務省

(日本標準規格B5) B 1.7.0.0-55

194

佐藤、左様御願ヒ出来レハ幸甚ナリ、日本政府  
 トシテハ天皇陛下ノ最信任セララル近衛公  
 爵ヲ特別ノ使節トシテ莫斯科ニ派遣  
 スルコトニナリ居リ

外務省

(日本標準規格B5) B 1.7.0.0-55

193



電信寫

極秘

和ニ〇 九八二三 (暗)ベルン 七月三十日〇一三〇發  
九八二一 本省 八月一日一〇一〇着  
九八二五

東郷外務大臣

加瀬公使

第八三七號 大空急、館長符號致

(「ボツダム」三國宣)言ニ關スル觀察)

三國宣言ニ論シテ

一、獨ニ對スル態度トノ顯著ナル相異

獨ニ對シテハ今回ノ如キ全般の語調、形式ヲ以テ相當仔細ニ條件

ヲ附スルト共ニ兎ニ角一定ノ保障ヲ與ヘツツ呼掛ケラナシタルコ

トナシ就中

(イ)皇室及國體ニ付觸レ居ラサルコト

(ロ)日本主權ヲ認メ居ルコト

(ハ)日本主權ノ行ハルル範圍タル日本國土ノ一部ヲ認メ居ルコト要  
スルニ日本民族カ死ヲ以テ擁護シツツアル國體ノ下ニ國家生活

6 1.7.0.0-55

195

極秘

電信寫

ヲ營ミ行ク基礎ヲ認ムル考ナルコト

(イ)所謂無條件降伏ノ文句ヲ用フルニ當リ右ハ日本軍ニ就キテデア

リ日本國民又ハ政府ニ就キテニアラスト云フ印象ヲ與ヘ彼等ト

シテハ餘程考ヘタリト認メラルルコト此ノ外我ノ面子保持ヲ色

々ナル點テ考ヘタル形跡アルコト

(ロ)日本軍隊ハ武装解除後平和的の生産的生活ヲ送ル機會ヲ與ヘラル

ヘシト言ヒ居ルコト

(ハ)一般的の平和産業ノ保持、原料入手、世界通商參加ヲ容認スト云

ヒ居ルコト等ハ

之ヲ獨カ完全敗北シ

(イ)全國土カ四區域ニ分タレ米英蘇佛四ヶ國ノ軍隊カ夫々一區域ヲ

占領シ居ルコト

(ロ)首府タリシ柏林其ノモノカ四ヶ國ニ分タレ同様四國ノ軍隊カ各

々一區域ヲ占領シ居ルコト

6 1.7.0.0-55

196

獨ニハ主權者ナク政府ナシトセラレ總テノ特權ハ各占領軍最高  
指揮官ヨリ成ル中央監督委員會ニ移サレタルコト(「パバリア」  
其ノ他ニ地方政廳ヲ設ケ犯人ヲシテ之ニ當ラセ居レリト雖モ之  
等ハ占領軍ノ命令下ニ行動スル治安維持會ノ類ヲ出テス)  
ト思ヒ合セルトキ其ノ相與ノ顯著ナルヲ感セサルヲ得ス然シ乍  
ラ此ノ相異ハ獨ノ如ク完全敗北ノ場合ハ最早ヤ存在セサルニ至  
ル危険アルコトヲ察セサルヘカラス

ニ勸告ノ動機

今ヤ米軍部ハ一概ニハ言ヘサルヘキモ相當ノ意氣込ナリトノコト  
ニテ國內輿論モ其ノ大部分ニ於テ良好ト見ラルル處太平洋戰ノ續  
性ハ獨潰滅後ノ暗備タル歐洲情勢(歐洲ノ回復ハ手ニ着カス食糧  
殊ニ燃料ノ不足ヨリ此ノ冬ハ大變ナリト言ハレ外部特ニ米ヨリノ  
大々的援助ヲ必要ト見ラルル)蘇聯勢力ノ進出等ニ鑑ミ對日戰ノ早  
期終結ヲ希望スル傾向ハ少クトモ米中央政界ニ動キ無條件降伏ノ  
看板ヲ下ケスニ事實上少シク之ヲ緩和シ成ルヘク早日ニ手ヲ打テ  
ルモノナレハ打タントスル米ノ「イエシアチブ」ニ依ルモノト考  
フ然レ乍ラ右ハ寧ロ米政治力ノ動キト見ルヲ安全トシ之ヲ以テ米  
ノ戰爭疲勞ト見ルコトモ將又軍民離間ノ謀略トノミ難スルコトモ  
共ニ甚タ有害ナリト確信ス

三蘇聯トノ(十語脱)

「スターリン」カ誰メ其ノ内容竝ニ公表ノコトヲ承知シ居タルヘ



キハ疑ナク而シテ「ス」カ右ニ異議ヲ挟マサリシロトモ常議上明  
瞭ナリトスレハ蘇支位ニ蘇英米間ニ東亞問題ノ處置ニ付極ク大筋  
乍ラ壯ノ打合モ出來タルモノト見ルヲ安全トス（之ヲ蘇對米英諸  
係ノ觀點ヨリスレハ蘇聯ノ東亞進出ノ限度ニ付米英側ハ或程度ノ  
見透シヲ付ケ得タリト見ルヲ得ヘシ）從テ今次米英支ノ勸告宣言  
ニ對スル我ノ態度ニ依リテハ次テ蘇聯ヨリ我ニ對シ或ル内容ノ勸  
告ヲ突キ付ケ來ル公算アルモノト觀察ス（了）

1.7.0.0-55

199

REEL No. A-1217

アジア歴史資料センター

大陸  
次B

外機密

電信寫

昭和廿年八月二日 時 分

在出死後方使 才九七三号(緊急 新長等) 記帳済  
貴電才一四八〇号(電)  
累次ノ貴電も依リ貴注意見ハ先分承知セシテ才  
ニシテ右ノ現由ニ使ノハ見解トシテ存大長ニ於テ  
良ク了解シ得ルモノカ何カニ大平洋ノ戦局  
急迫シ敵ノ本土上陸ヲ終末ヲ取運ラハハ  
餘日幾許ニ才一方才内ニ於テハ一氣ニ具作ノ和平  
條件ヲ決定スルノ困難ナルハ推察ニ難カラズ(ハ)  
是多リハ大御心ニ從ヒ戦ヲ終結シカニ願フ

6 1.7.0.0-55 200

外機密

電信寫

49

昭和 年 月 日 時 分

翰証ヲ申出ラ具作ノ条件ハ日ソ向ノ問題ト共ニ  
即上ノ信任厚キ近衛公ヲシテソ聯首協部ト託合  
テ遂クニメトスニ一致シ居ル政府院帥部ノ最高方針  
部ノ意向依リ免角特使派遣ノメトニ決シ右方針  
確定ニ付、具作ノ条件ハ右方面ノ意向ヲ取極ム  
ルニトシカカ中ナリ(其ノ場々ノ相対シニ是宜書テ  
我々条件決定ノ基礎トシテハ可右ナリ) 従テ刻下  
ノ急務ハソ聯部ヲ才特使派遣ニ同意セシム  
ニトシテ即上ノ格カセラレテ存問題ノ推移ニ保テ

6 1.7.0.0-55 201

外機密

電信寫

50

號 番 紙

號 符

昭和

年

月

日

時

分

主

即幹念ヲ有ニシ總理軍首賜部ニ目下付矣ニ聞ク  
 ヲ弊事ノ居ル所ナリ就一右ノ事情寫ト  
 け奉量ノ上即意見次ヲハアンニ何トカシ聯例  
 ヲシテ特派遣ニ訂ニ執ニ意ヲ起サシメ之ヲ妥諾  
 セシムル以上上ニ付如何カ願ヒテ以テ際ニ付  
 一旦夫レトハ悔ツテ載ニ殘ニスト、之レカキナニ付  
 以テ聯例ノ拒否的回答アリトナシ直ニモルトシ  
 ト今見経電ヲ九四四キヲ適宜取捨セラルシ寫ト  
 以テ復傳ノ上兩想ニ聯例ノ考慮ヲ求メ速カニ  
 回答ヲ取付ケルニ務メ一層ノ御努力ヲ得ルニ

6 1.7.0.0-55

202

例ハ初メヨリ内題・トロステル怒ヨリ謝絶スルカ又ハ  
 派遣ラ及流スル場合各件トシテ具係案ノ大綱  
 ノ提呈ヲホメ念々斡旋ニ乘出ヌヤ否ヤノ吐ラ  
 決メントスルヲ

(日本標準規格 B5)  
 1.7.0.0-55

204

外務省

東郷外務大臣 在シ 佐藤大使  
 才一五二七号 緊急 師長管下  
 貴電才九七三三号三日お詔  
 一、口口正帰着次第早速会見方取計ラ(ヤハ勿海儀ナリ  
 トシテ貴電ノ如キ趣旨ニテ例ハ近衛特使ノ来訪  
 フ受諾セシメ得ヘヤヤ亦使ハ遣使下ノ自法ヲ有セヌ  
 本使ノ見解ハ貴大臣ニ於テ現地大使ノ見解ハ決テ  
 一致シ得ヘシトセラン、所ノ右ハ素ヨリ現地大使トシテ  
 机上ノ理想論ヲナシ居ンモノルニテ所政府ノ意向特ニ  
 彼ノ対米関係ヲ台身ト致究ノ上和方ノ然カトシテハ斯ク  
 ナカシカラストキ(乞フ)依リ卒返ニ早見申出シ乞取才ナ  
 我方ニ對テ終法ノ具係案ヲテラ特使派遣ヲ申入ルニモ

(日本標準規格 B5)  
 6 1.7.0.0-55

203

外務省

又亦ニテ右ノ如キ前理条件ナクシテ撤退ヲ承諾シ来らん  
場合ニ於テモ莫斯科科到着後ソノ例ト協定ノ未漸ク  
和ヲ能ク決定セントスルカ如キコトニテハ到着時明カス  
或ハ交渉ノ中途ニシテ生行引揚ノ已リナキニ至ルナキヤ  
ヲ保セス  
二、三日発表ノボツカハ会議決定ニ本邦ニ直接関係  
アル事項幸ヒニテ比日無ニシテオクトモ表面上ソノ  
協定交渉不介入ノ態度ハ依然維持セシラン觀アリ  
右ハフスターリンノ方針不変ニ基キランモノナリ依テ  
本英兩國首腦者ハ已テナク対日問題ヲ直接関係  
ナラン未英支三國ノ共同宣言ノ形トナシ三國ノ能ハル  
ヲ明視ヲラシメ日本ノ最良的考慮ヲ促シタルモノト察ス  
果シテ右稱ノ推測ニテ可實ニ近シトセハソノ懸ハ能ハル

(日本標準規格B5)

1.7.0.0-55

205

外務省

級分取テトリ有利ナルカ如シト雖モサリトテソノ懸カ三島  
共同宣言ヲ不向ニ附シテ迄我オ特使ト語合ヲワラシトハ  
到着後ニテ是迄高取方ハ我オ自ラ三島宣言ニ対シテ能ハル  
決テ右ニ基キ取手終結ノ具仰的理案ヲ具シソノ懸  
斡旋ヲ求メサハカラス右ハ理ノカハトスルコトシテ又何人ニ首  
セランヲ得ケンヤナリ本使ハ勿論ソノコトニ對シテ特使  
ニ付貴電御訓令ノ趣ヒテ作レ電ヲ一四八四ノ一通  
述ハ置キランソノ例ハ意旨ヲ付カスルハ正ニ叙上ノ如クナラン  
ヲ得ケンヲ得スト思考ス  
三、貴電ニ敵ノ本土上陸前部隊ヲ追テ取還フカガニ  
餘日幾何モナレトナリ事勢急迫ヲ痛感セシラン在リ制  
制海軍ヲ失ヒタル今日トナリテハ遺憾ナク亦一掃者ト  
ナサレハカラス備カニテ月不臨時議合ニ於テ軍部大陸ヨリ

(日本標準規格B5)

1.7.0.0-55

206

外務省

9988

只今シテ思ヘム六月二十日 広田「マリア」會談ハ  
 常ニ具体的結果ヲ預サレシメシラス 今次ノ特使  
 向題ニ對シ内閣ハ障碍ヲラサレヤク出シシニ右會談  
 ニ於テ蘇側ハ日本側ノ提案ヲ見テ裏面目ヲ欠  
 クト爲ンタラレバ今般ノ使即チ右會談直後  
 ノコトナレハ凡ソ同様ノ線ニ沿ヒ大同小異々々ノ  
 トシテ豫斷スルハ蓋シ免レ難キ所ナリ  
 去往實カ一四二七ノ對ニ貴方内取計振リ義  
 知セサルニ時局急迫ノ今日最早邊程ヲ行  
 サス依テ誠ニ畏キ儀ナラ内内策ノ而爲  
 フ以テ右被露路ヲ仰キ交リ又最高指導會  
 議者腦者方面ニニ肉體ノ機會ヲ奪ハレテ  
 斯クシテ帝國最後ノ決意ヲ促スニ利セシラレドト

外務省

(日本標準規格B5) B 1.7.0.0-55

208

敵軍ニ進取シ来ラハ海上ニ於テ更ニ水際陸上ニ於テ殲滅ス  
 ト報告アリタルノ如ク起シ右ノ如キ戦法ハ最早用フニ余也  
 フ如ク實ニホリト(一)海軍(二)陸軍(三)上陸作戦ニ先テ  
 之来ニ敵ヲ相テトシ我々官弱ニ資材ヲ以テ防禦セントス  
 一ナレバ統制ハ何ソノ問題ニラ更ニ我々ノ機體ヲ生シ  
 屈服ノ外ナク至ルニ難ク我々ノ布シテ事後ニ至ラハ内  
 ノ怨恨ハ政府軍部ニ集中シ遂ニ内閣ヲ自白室ニ及ボス  
 至レバ其如キ絶対ニ難ク我々ノ要スルニシテ政府軍部  
 屬下ニ失セテ敢テ責任ヲ取リ具体的結果ヲ決定シ  
 特使ヲシラ之ヲ前ラサシメシニ切迫シテ已マズ  
 切角ノ特使モ手ヲ空ラシテ帰還(一)已カキニ至リ即チ  
 派遣セテリレニ如ク我々ノ結果ヲ取来ス(キ)ナレバ

外務省

(日本標準規格B5) B 1.7.0.0-55

207



改  
官

10003

本館  
見

昭和二十年八月四日二十時三十分莫斯科發  
在  
日十七時一五分東京着

東郷外務大臣

佐藤大使

第一五二〇號 (館長符號 以常急)

往電第一五七號 閣下

蘇聯政府カ戦争終結ノ斡旋ヲ引受クルト

否トニ不拘今次ノ大東亞終結ノ為ニハ七月

二十七日ノ米英支三國対日宣言カ其ノ基礎

タルハキコトニ最早動カシ難キ所蘇聯カ仲

介ノ勞ヲ取ル場合ニモ右ノ基礎ニ於テ為サル

ハキコト自然ノ帰結ナリ此ノ實ニ於テ貴電ヲ

外務省

日本標準規格 1.7.0.0-55

209

REEL No. A-1217

アジア歴史資料センター



ボツノ宣旨奉送ニ用  
五佐藤大使宣見

10003

昭和二十年八月四日二十時三十分莫斯科  
全日十七時一五分東京着

在出歟

佐藤大使

東郷外務大臣

第一五二の號(館長符號 緊急)

往電第一五一七の號ニ関シ

蘇聯政府カ戦争終結ノ斡旋ヲ引受クルト

否トニ不拘今次ノ大東亞戦争終結ノ為ニハ七月

二十七日ノ米英支三國対日宣言カ其ノ基礎

タルヘキコトニ最早動カシ難キ所蘇聯カ仲

介ノ事ヲ取ル場合ニモ右ノ基礎ニ於テ為サル

ヘキコト自然ノ帰結ナリ此ノ實ニ於テ貴電ヲ

6 1.7.0.0-55

209



電信寫

30

外機密

大 陸  
海 軍

號 番 送	九
號 符	
昭和 廿 年 八 月 廿 日	五 時 〇 〇 分
主 管	

在 此 依 為 大 使 牙 九 九 一 号 ( 累 多 領 長 等 等 )  
 フ ス タ ー リ ン グ 電 報 本 日 又 ス ー ン 二 降 還 二 趣 々 カ  
 滿 洲 部 會 員 二 件 至 急 二 見 上 回 答 智 徒  
 セ 二 知 二

記 録 済

S 1.7.0.0-55

212



179

29	29	28							
1958年	10097	東京科	八月七日十九時五十分発	本省	八月十二時00分着	佐藤	大使		
		東郷大臣							
	1530号	(館長符号 緊急)							
	往電	1519号ニ南シ							
	「モロト」	帰莫ト共ニ早速会见方申入ミ「ロゾ							
	「スキ」	ニモ右幹旋方重テ依頼セル事七日							
	「モ」ヨリ	明八日午後五時会见シ得ヘキ旨豫告							
	シ来	タレリ							
									(3)

外

日本標準規格 B5

B 17.0.0-55

213

REEL No. A-1217

アジア歴史資料センター

電信寫

外機密

02. 6

號 番 通	
號 符	
昭 和 世 年 八 月 七 日 一 五 時 四 〇 分	
管 主	

在シ依然不侵 才九九三号 (緊急・局長署名)  
 貴電才一五一九号ニ至レ  
 形勢益々逼迫シテ辨例ノ明白ニ能ク速カニ  
 戻知致カシテ付急速回答片取付相成候以上ト  
 御盡力ヲ得知レ

B 1.7.0.0-55

214

REEL No. A-1217

(2)

1/

・ 広田・マリック会談

(箱根会談)

註

此の書名数は昭和24年1月23日 東政課  
 小室事務官より引継ぐ 但し、完全なも  
 のでなく、(箱根会談(7)(8)(12)(14)(15)のみ)ソッレ  
 後のカウ・ウエヤ所に加引継ぐ事)  
 とある。 (東政課長(山田)のキヤ  
 ネットにあるもの)

